

A重油に対する燃料油価格定額引き下げ措置の継続と対象拡大を求める意見書（案）

世界的なエネルギー価格高騰や為替変動等により、燃料油価格の上昇が農業をはじめとする地域の諸産業の経営を圧迫し、食料・林産物・水産物等の安定供給や雇用維持に深刻な影響を及ぼしている。

国はこれまで燃料油価格激変緩和補助金（燃料油価格定額引き下げ措置）により、ガソリン、軽油、灯油、重油等の価格高騰を一定程度抑制してきたが、依然として燃料油価格は高止まりしており、令和7年11月、ガソリン税と軽油引取税の暫定税率廃止法が可決・成立し、軽油引取税（32.1円/リットル）の暫定税率（17.1円/リットル）は令和8年4月1日より廃止されることが決定した。

しかし、この補助金が終了すれば、事業者の負担は一層増大することが懸念される。とりわけ、A重油は、農業、林業、水産業、運輸業、製造業、観光関連産業等の多様な分野で不可欠な燃料であるにも関わらず、暫定税率廃止と連動して補助金のみが終了すれば、A重油利用者だけが、実質的な負担増となる。

燃料油価格の行き先が不透明な中、A重油を使用する産業の経営安定を図ることは、地域産業と雇用を守り、地方創生を進めるうえで極めて重要である。よって、国においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 ガソリン税・軽油引取税の暫定税率廃止後も、A重油について燃料油価格定額引き下げ措置を当面継続し、その効果を維持・強化すること。
- 2 農業、林業、水産業、運輸業、製造業、観光関連産業等、A重油を主たる燃料として利用する産業も支援対象に位置づけ、公平で実態に即した支援制度を構築すること。
- 3 燃料油価格が急激に変動した場合には、A重油を含む燃料油全般に対し、地域経済や国民生活への影響を最小限とする新たな支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月16日